令和８年度千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と Fun Space・オーチュー共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和８年３月１８日付け甲乙間で締結した「千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、令和８年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第１条　令和８年度の事業年度（令和８年４月１日から令和９年３月３１日までをいう。以下「本事業年度」という。）に係る指定管理料の額は、以下のとおりとする。

指定管理料

金４４，７０９，０００円（消費税及び地方消費税相当額４，０６４，４５４円）

２　本事業年度の指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、１月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に１２分の１を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第１回目の月次指定管理料に合算するものとする。

３　本事業年度の月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

第１回～第１２回　　金３，７２５，７５０円

（利益の還元方法）

第２条　基本協定第７１条第１項及び第２項の規定による利益の還元は、甲乙協議により、金銭、修繕又は現物により行う。

２　利益の還元は、本事業年度終了後１２０日以内に行うものとする。

（修繕費の返還）

第３条　基本協定第３５条第８項の規定による修繕費予算に残額が発生した場合の当該残額の甲への返還は、甲乙協議により、金銭、修繕又は現物により行う。

２　修繕費予算残額の返還は、本事業年度終了後１２０日以内に行うものとする。

（疑義の決定等）

第４条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年４月１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千　葉　市
千 葉 市 長　　神　谷　俊　一

乙　Fun Space・オーチュー共同事業体

（構成員（代表企業））
東京都新宿区西新宿３丁目２番２６号
Fun Space 株式会社
代表取締役　　清　水　　直　木

（構成員）
東京都渋谷区代々木２丁目１８番３号
株式会社オーチュー
代表取締役　　片　野　　由　布